

No.	質問	答
保育園・認定こども園・小規模保育園・事業所内保育		
1	延長保育の利用料は無償化されますか？	延長保育の利用料は無償化の対象外です。
2	5歳と2歳の子どもがいます。無償化後の保育料はどうなりますか？	5歳の子どもは10月から無償化されます。2歳の子どもは第2子カウントで保育料の半額がかかりますが、大村市では同時在園の第2子目を無料としています。
新制度未移行の幼稚園		
3	無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？	新制度へ移行していない幼稚園を利用している場合は、無償化になるための申請が必要になります。申請書類は、通園している幼稚園から配布され、幼稚園を経由して大村市に申請することになります。
4	保育料の支払いはどうなりますか？	保護者が支払う保育料を大村市が幼稚園に支払いますので、保育料を支払う必要がなくなります。入園料も同様に無償化されますが、年度途中で退園した場合や差額調整の結果により、一部保護者負担が発生する場合がありますのでご了承ください。
5	無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になって最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？	幼稚園については、3歳になった日から小学校入学前までが無償化の対象となります。
6	幼稚園（未移行）でも、おかず・おやつ代などの「副食費」について補助がある聞きました。どのような場合に対象になりますか？また、どのような手続きが必要ですか？	年収360万円未満相当世帯もしくは第3子以降の子供たちが対象になります。対象者には、年度末に手続きについて案内する予定です。
副食費		
7	副食費には何が含まれますか？	おかずやおやつ以外に、牛乳、お茶代を含みます。
8	子どもが欠席した場合、副食費は日割り計算になりますか？	副食費は月額を基本とします。長期入院などの場合は事前に園とご相談ください。
預かり保育		
9	無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？	保護者の就労などにより幼稚園や認定こども園（短時間部）での預かり保育を利用している場合、大村市から「保育の必要性の認定」を受けると、預かり保育についても無償化の対象（上限額あり）となります。 「保育の必要性の認定」の申請書類は、大村市こどもセンターで配布しますので、必要事項に記入し、必要書類を添付して提出してください。
10	月極で毎月10,000円を支払っています。上限の11,300円以内なので全額無償ですか？	無償化の支給額は、預かり保育の利用日数×日額単価（450円）で計算しますので、必ずしも全額無償となるわけではありません。
11	支給額の請求方法はありますか？	請求書を利用施設経由で大村市に提出していただきます。その際に、利用施設が発行する「提供証明書」や「領収証」を添付することが必要です。施設から「提供証明書」や「領収証」が発行されましたら、請求するまで大切に保管しておいてください。
12	請求書の提出は毎月1回ですか？	請求書の提出は毎月1回を予定しています。なお、請求し忘れた場合でも、過去の分を遡及して請求できますので、施設から発行された「提供証明書」や「領収証」は、請求をする時まで大切に保管しておいてください。
13	無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になって最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？	3歳になって最初の4月から小学校入学前までが無償化の対象となります。 3歳になった日から3月までは、住民税非課税世帯の方が無償化の対象になります。

No.	質問	答
一時預かり保育		
14	無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？	認可外保育施設などを利用している場合、大村市から「保育の必要性の認定」を受けると、無償化の対象（上限額あり）となります。「保育の必要性の認定」の申請書類は、大村市こどもセンターで配布しますので、必要事項に記入し、必要書類を添付して提出してください。
15	請求書の提出は毎月1回ですか？	請求書の提出は毎月1回を予定しています。なお、請求し忘れた場合でも、過去の分を遡及して請求できますので、施設から発行された「提供証明書」や「領収証」は、請求をする時まで大切に保管しておいてください。
16	無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になって最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？	3歳になって最初の4月から小学校入学前までが無償化の対象となります。
17	0歳から2歳は無償化の対象にはならないのですか？	0歳から2歳は、住民税非課税世帯の方が無償化の対象になります。
認可外保育施設		
18	無償化の対象となるためには、どのような手続きが必要ですか？	認可外保育施設などを利用している場合、大村市から「保育の必要性の認定」を受けると、無償化の対象（上限額あり）となります。「保育の必要性の認定」の申請書類は、大村市こどもセンターで配布しますので、必要事項に記入し、必要書類を添付して提出してください。
19	幼稚園の2歳児クラスは無償化の対象になりますか？	保育の必要性があり、住民税非課税世帯の子どもは無償化の対象となります。（上限月額42,000円）
企業主導型保育		
20	企業主導型保育施設に預けている場合、手続きは何もしなくて大丈夫ですか？	「従業員枠」で入所している子どもは手続きをする必要はありません。「地域枠」で入所している子どもにつきましては、無償化を受けるためには大村市で「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
21	「保育の必要性の認定」を受けるにはどのような手続きが必要ですか？	大村市こどもセンターで申請書を受け取り、必要事項を記入の上、大村市こどもセンターに提出する必要があります。審査後に認定通知書をご自宅に送付いたします。